

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 25 日（月）14:20～14:35

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 17

すみません、このパワーポイントとほぼ同じ内容のものをお配りさせていただいたかと思しますので、始めさせていただくことにいたします。東京都江戸川区から参りました■■と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。座らせていただきます。私はこの原案から高規格堤防を削除すべきとの立場で意見を述べてまいりたいと思います。この事業は26年前にバブル期に創設をされたものです。日米貿易摩擦の是正を命題として突きつけられた日本が、内需拡大策として始めたものであるということが、この通称前川リポートという中曽根政権時代のこの報告書から読み取ることができます。ただ、これまでの進捗率をみますと6つの河川の平均一番下ですけれども国交省は5.8%として、一方、会計検査院1.1%と発表しています。この会計検査院はこの10年間でこのスーパー堤防事業を2度にわたり取り上げて、さまざまな指摘をしてきているところです。この数字の違いですけれども、国交省は当該地区で1か所でも完成した延長があれば完成と分類しましたが、会計検査院は基本断面形に忠実に判断をしたということの違いです。この報告の際に、暫定完成や事業中も含めて整備率を出しているのはスーパー堤防事業のみだと。そしてそういう状況では、破堤しないとの効果は発現しないこと。そしてまちづくり事業との共同事業によって実施するという事業スキームが機能していないことを指摘しています。さらに、この制度の中ですべきことがなされていないということを幾つも指摘していますし、また、この4番目、用地買収を前提としないはずがそうしているところが多くあると言うような指摘もなされたところでは。なぜこのように進まないのか、それはこの事業が実施が難しい、問題点の多い事業だからに他ならないと考えています。この5つの観点からみてみたいと思います。まず、治水についてです。国の重要な治水事業でありながら治水上必要なところで行われているわけではありません。自治体などのまちづくり事業ありきで進んでいます。そのために堤防と言いながら、狭い範囲の整備にとどまっています。つながらない細切れの堤防になっています。このような整備では逆にその両サイドに水が流れて危険な箇所になってしまうと言うことが懸念されると思います。そして2つ目が土を盛るだけの工法が高規格かということです。東日本大震災では、水害ではなくて地震の揺れによって利根川沿川の津ノ宮、須賀地区で崩落が起きています。この方法が都市を守りうる最良の方法かという疑問があります。そして3番目は期間の長さです。順調にいても10年前後を要するために、求められる喫緊の防災対策とはいえないと思います。そして住民意見の反映についてです。都市計画法のプロセスに乗っ取って住民参加の手続きが取られるのは自治体の都市計画事業の方だけなんです。でするのでその中でスーパー堤防事業について質問したり、意見を言っても取り上げられることがありません。手続きの中には意見書を出せるということもありますけれども、このスーパー堤防について意見書出した場合、それは自治体の計画に付随する参考意見という取り扱いになっています。そのために、スーパー堤防に対しての住民の不満が解消されることがありません。これが住民合意が進まない結果にもなっていると思います。改正河川法の趣旨が生きているとは、いえないのではないかと思います。最後にあげましたのは、ゼロメートル地帯であることを強調する江戸川区がこのところ説明していること、避難のための高台だということですが、スーパー堤防化してもその上に家が建ち並ぶ民有地です。洪水のおそれがあるの

にわざわざ川に向かって逃げるといふ様なことが現実的でしょうか。実際東日本大震災では、区内スーパー堤防と同じ構造の高潮防潮堤である葛西臨海公園というのがありますけど、ここは広域避難場所ですが、先の震災では、この公園だとか河川には近づかないよという防災無線が流れています。水辺の高台が避難場所として最適かということがいえるかと思います。こうした矛盾を抱える中で、現在、江戸川区で計画されている当該地の状況を少しご報告いたします。現在、江戸川右岸北小岩総事業費43億円の事業が進んでいます。ここも延長100m面積1.4haとやはり極小的な整備です。東日本の時にも盛り土の危険性と言うこと改めて共有されたかと思いますが、その盛り土に住みたくないという住民たちが、この計画の取り消し訴訟を起こすという事態にもなっています。そしてこの小岩地区ですけれども、区内で最も地盤が高く強固な、地盤が強固なところ、そして国交省のボーリング調査によって先頃、液状化の心配もないということがわかっています。最大220mの広大な河川敷を有して、すでに堤防高は2倍になっていて接続ブロックも埋め込まれて、最近では遮水シートも張られるなど、幾重にも十分な対策が取られてきたといえると思います。そして過去に被害は出ていません。こうした高地でスーパー堤防化が必要だとは思えないと思っております。それから、上位計画などとの不整合というところから、いかに拙速に強引にこの事業が進められているかということがわかるかと思っております。江戸川区の都市マスタープランとか、国の江戸川沿川整備基本構想には、小岩地区でのスーパー堤防化は示されていませんでした。しかし、江戸川区がその後です、都市マスタープランを改正することもなく、スーパー堤防整備方針を作って、全川が対象であるとししました。都市マスタープランは都市計画法に乗っ取ったものですが、この後から作った整備方針というのは、そういう類のものではないということです。そして、これは江戸川区がホームページで公開をしている過去の水害の一覧です。真ん中あたりです昭和33年以降からはすべて内水氾濫であるということにご注目いただきたいと思っておりますけれども、このホームページの中で、特にカスリーン台風においては多くの人命を失った歴史があるというふうに表記しています。これは、江戸川区が被害を受けたということで、この表が出ているわけなんですけれども、しかし、江戸川区が1976年に編さんをした、江戸川区史という詳細な江戸川区の歴史をみますと、この3番目のぼつのところ、死者は1人に過ぎず、負傷者も143人で済んだことは不幸中の幸いであったと記されていまして、浸水速度が緩慢であったこと、関係当局の避難誘導や救出作業が順調に行われた結果だというふうに総括をしています。東日本大震災でも私たちが学んだことは、ギネスに載るようなハードの施設面よりもコミュニティがこのように適切に避難することが最も大事だということだったのでなかったかと思っております。対象自治体の中でも江戸川区は特にこの事業に固執をしているわけですが、それはこの土木事業に熱心な体質だと言うことに加えて、本来、自治体負担のまちづくり事業費にも国費がふんだんに投入されるからだと思われまます。平井も、すでに完成したとされるところですが、実はまち側には5mの絶壁で終わって、ここも基本断面形が確保されていないところ、この平井の事例をみますと、83億円の総事業費のうち、区が拠出したのは、一番下です。3億円だけにとどまっています。自治体にとっては確かにおいしい話だと思われまます。しかし、地域住民に取ってはそうではありません。生活者の視点からの最大の問題は生活圏、財産権への侵害ともいえるほど、住民負担が過大であるということです。当然、反対の人、賛成の人がこのような事業の場合には出て参ります。当初、反対がほとんどを占めていても、その後の個別交渉だとかを経まして、賛成派に回る様な人たちも出てきて、その間にコミュニティが壊れてきます。賛否が対立する中では、事業の進捗が見込めない、そして心も体も生活も不安定になっていきます。そのためにそもそも安全という付加価値のつくまちに生まれ変わるとされながら、事前の先行買収に応じて別の地で暮らす選択をする人達も出てきます。実際、先ほどの平井では4割の人たちが

新しいまちには戻りませんでしたし、現在の小岩でも、権利者88人のうち、既に20人が先行買収に応じています。また、事業が進んでいったとしても、2度の移転を迫られる。そして住宅の2重ローンなどの問題もあります。これはもはやまちづくりといえるのかどうかということを変更して考えるべきだと思います。そしてこの多大な負担というのは、自治体にとってもそうだと思います。買収だとか移転補償を担当する自治体の所管課の苦労も大変なものがあるというふうに推察をするところです。事業仕分けにつきましては、もう皆さんご存じのとおりです。いったん廃止ということで仕分けをされました。もう1つきょうご紹介したいデータはこのリバーフロント整備センターによる報告書です。ここは、リバーフロント整備センターはいま名前が変わっていますが、水辺に関わる未解明、未開発な技術を総合的に研究開発して、社会のニーズに応える制度、技術の提案提供を行う専門機関ということで、国交省とは非常に密接な関係にあるところかと思いますが、そこには、この報告書一番上。今後まちづくりとの共同事業が行き詰まることが確実だと。そしてまた3番目です。単発的な整備ではもともと期待されている効果は発揮できないために、このままの状態でも事業を復活させることが非常に考えにくいというふうに報告をされています。もう1つご紹介いたしますが、江戸川区では2008年、第1回海抜ゼロメートル世界都市サミットなるものを大々的に開催しましたがけれども、このとき海外からは、景観や住民参加の重要性、そして堤防強化というのは極めて短期間でなければ意味がないということ。そして下のところですが、どんなに立派な堤防を造ってもそれが有効な施設かどうかを判断するのは人ではなくて自然ですよというような報告もあったところです。戻りまして先ほどのリバーフロントのこの業務報告書なんですけれどもこれは非公開のもので、それで情報公開請求で入手したもので、この内容について江戸川区は知りませんでしたし、おそらく国の有識者会議の委員の方々ご存じなのかどうかちょっとそれはわかりません。治水関連の会議というのが江戸川区でも国交省でもありますけれども、このように同じ方が委員についているということです。では、この方々が、2011年8月どのような高規格堤防整備の抜本的な見直しを行ったのかということなんですけれども、すべてを行うのは難しいので、下流域の1、2割圧縮して行くと。例えばそれはゼロメートル地帯であったり、浸水深の大きい市街地だということにしていまして、あくまでもまちづくり事業との一体性というものを打ちだしています。これをみると先ほどの会計検査院や、専門機関の検証、どこまで反映されたのか、その問題点を把握していたのかというふうに思いますし、自治体における実態何も考慮していないのではないかというふうに思うところです。それで下流域といいますのは、住宅密集地が連続していますけれども、今回のこの河川整備計画にも江戸川右岸に関して、このように密集市街地で今後やっていくんだということが明記されたわけなんです。しかし、先ほど申しましたとおり小岩の延長わずか100mでさえ合意形成が整わなくて事態は行政訴訟にまで発展しています。これまで原っぱだとか、工場跡地だとか住民がいないところで実施してさえ、これまでで1%の進捗率にとどまっている中で、この先密集市街地でのスーパー堤防化を進めるといえるのは愚の骨頂ではないかと思えます。持続可能ではないと判断するのが妥当ではないかというふうに考えるところでして、そもそも1、2割に縮小したこと事態、この事業の欠陥を認めたということではないかと思っています。そして首都圏のまちというのは成熟しています。人にとっての大事なものを犠牲にして成り立つような公共事業というのは時代錯誤です。整備計画、仕事を継続するための作る側の計画ではなくて、今の堤防を限られた予算でいかに評価するか、守られるべき住民の立場で見直す視点が必要だと思います。この策定にあたって高規格堤防の削除、そしてより少ない費用期間での別の方法について早急に検討していただくように要望させていただきます。すみません、以上で終わります。

以上